

第37期(令和2年7月1日～令和3年6月30日)
事業報告書

総 括

当協会は、公益社団法人として7期目を無事に終え、安定に運営することが出来ました。公益目的事業にある公共嘱託登記に係る受託事業、地図作成の促進等に係る受託事業、登記基準点設置事業、境界や公共嘱託登記に関する知識、関係するその他の知識の普及啓発事業、災害時支援事業を掲げ、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的として、これら事業を確実かつ円滑な実施に取り組みました。

第37期の協会運営を振り返り、公益事業の総括をさせていただきます。

- ◆公共嘱託登記に係る受託事業においては、今期、協会全体ではほぼ予算に近い受託数量を達成することが出来ました。
- ◆地図作成の促進等に係る受託事業においては、今期も従来型と大都市型の2ヶ所を同時に受託出来ました。地図作成が、その地域社会の健全な発展に寄与するとともに、不動産に係る国民の権利の保全に寄与する事を作業実施社員全員が自覚し、蓄積されたノウハウを駆使して現在30数名の社員で鋭意期限内納品に向けて努力しております。
- ◆登記基準点設置事業においては、社会貢献事業として登記認定基準点設置作業を進めており、福山地域では2級基準点4点を、三次地域では2級基準点6点を設置、日調連への承認申請を行いました。
- ◆境界や公共嘱託登記に関する知識、関係するその他の知識の普及啓発事業においては、2月26日に、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律を活用した事例の紹介等について」を演題に東広島市役所建設部用地課 専門員 大藤隆宏氏の講演会をWEBにて開催しました。当協会社員及び中国4県の社員多数の出席をいただきました。
- ◆災害時支援事業においては、広島県の研修会に出席し、災害時の体制、実施作業の迅速化を図れるように準備を行い、5月24日に、「住家の被害認定調査に関する研修会」を演題に三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 防災・リスクマネジメント研究室 国友 美千留氏の講演会をWEBにて開催しました。当協会社員及び中国4県の社員多数の出席をいただきました。
- ◆当協会の運営においては、ガバナンスの強化、法令、定款、諸規則等の遵守や整備、そして透明性の高い運営に努め、官公署はもとより国民からも信頼される組織運営に努めてまいりました。

《総務経理部》

1 公益法人としての法人運営について

公益法人運営の3本柱である組織運営・事業推進・内部統制の構築及び充実に努めました。また、外部研修会等にも積極的に参加しました。

- ① 令和2年10月20日 (株)弘法「オンライン(WEB)セミナー事例共有セミナー」
／WEB
- ② 令和3年1月22日 広島県土地家屋調査士会広島支部「オンライン研修のための事前勉強会」／WEB

- 2 業務部が企画する研修会等のサポート等
講演会(令和3年2月26日, 令和3年5月24日)のサポートをしました。
- 3 広報活動
ホームページの情報公開内容を, 適宜更新しました。
- 4 災害協定締結の促進
各地域の官公署へ災害協定締結に向けて推進活動に努めました。
- 5 経理
経費の節減に努め, 新公益法人会計基準による適正な会計処理と効率的な予算執行に努めました。

《業務部》

- 1 事業推進活動
 - (1) 公共嘱託登記に係る受託事業
 - (2) 登記所備付地図作成作業の受託及びその事業への支援
境界標識等の支援を行いました。
 - (3) 地籍調査事業の推進
地籍調査事業の推進のため, 福山地域と三次地域において登記認定基準点設置事業を継続して行いました。
 - (4) 地図作成総括責任者の養成
本年度より, 資格者証の5年の有効期限は廃止され, 更新制度は廃止となりました。今後は, 全公連にて「地図作成実務会」を隔年で開催する計画のため, 継続し参加を行う予定です。
- 2 社会貢献事業
 - (1) 登記基準点設置事業等社会貢献事業の推進
登記認定基準点設置事業として, 福山地域においては2級基準点4点, 三次地域においては2級基準点6点を設置し, 日調連への承認申請を行いました。
また, 安芸地域・安佐地域合同として, 平成30年7月豪雨災害の被災地である坂町小屋浦地区のUAVによる写真測量と実態調査素図の作成を行いました。
また, 東広島地域においては, 内土地改良区・吉川土地改良区の成果品のデータ整理を行い, 各土地改良区に納品しました。
 - (2) 境界や公共嘱託登記に関する知識, 関連するその他の知識の普及啓発
令和3年2月26日に, 東広島市役所建設部用地課 専門員 大藤 隆宏氏による「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律を活用した事例の紹介等について」をテーマとした講演会をWEBにて開催しました。
 - (3) 災害時支援事業
県主催の研修会に出席し, 災害時の住家被害認定について受講しました。また, 令和3年5月24日に, 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 防災・リスクマネジメント研究室 国友 美千留氏による「住家の被害認定調査

に関する研修会」をテーマとした講演会を WEB にて開催しました。協会社員対象として研修会を開催し、具体的な支援方法について共有しました。

前期から引き続き日本赤十字社より赤十字サポーター認定を受け、日本赤十字社を通じ、社会貢献のためのパートナーシップの確立を行いました。

3 研修会

(1) 研修会の実施

令和 3 年 2 月 26 日 全社員対象研修会

「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律を活用した事例の紹介等について」

令和 3 年 5 月 20 日 地図作成従事者対象研修会

「地図作成工程管理システム研修会」

令和 3 年 5 月 24 日 全社員対象研修会

「住家の被害認定調査に関する研修会」

(2) 研修会の参加

令和 2 年 7 月 31 日 研修会(広島県危機管理課主催)

「令和 2 年度住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付業務に関する研修会」

令和 3 年 6 月 14 日 WEB 講演会(埼玉協会主催)

「民有地所有者の認識している境界と官有地所有者の認識している境界との相違について」

令和 3 年 6 月 16 日 WEB 講演会(大阪協会主催)

「多発する事前災害への備え」, 「相続法の大改正で、何が変わった？」

第 37 期事業年度においては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条第 3 項に定める「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当するものがないので附属明細書は作成していない。